

いじめ対策基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本姿勢

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条第1項を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で、対応することが必要である。「いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。」という認識のもと、大竹市立玖波中学校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でもおこりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。

■いじめの防止のための5つの基本姿勢

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- (2) 生徒一人ひとりの自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期対応のために、組織的に様々な手段を講じる。
- (4) いじめ早期解決に向けて、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各関係諸機関と協力して、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめ防止のための基本姿勢の具体化

生徒一人ひとりが学級・学年・学校で互いに認められ、相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員がわかりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自尊感情や自己肯定感を育むことができるよう努める。

道徳の授業では命の大切さについて学習し、「生命をも奪いかねないいじめは絶対に許されないことである」との認識のもと、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。いじめをなくそうとする集団をめざし、誰もが安心した学校生活を送れるよう、教育活動全体を通して指導していく。

(1) いじめの未然防止のための取組

① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

・挨拶運動

生徒会を中心に挨拶運動を推進し、明るい学校づくりに努める。

・「特別の教科 道徳」の時間

「命の大切さ」について学習し、命を守り、育もうとする態度を育成する。

いじめについて学級で考え、討議する授業を設定する。

・規則、マナーの徹底

生徒会執行部、委員会活動を通じて、規則・マナーを守ろうとする態度を育成する。

② 生徒一人ひとりの自尊感情を育む教育活動を推進する。

・安心して自分を表現でき、みんなが参加できる授業づくりの推進

生徒が見通しを持って授業に参加し、生徒が「分かる」「できる」よう発問や指導法を工夫する。

・一人ひとりが活躍できる学習活動の推進

主体的に取り組める学習活動や学習プリント、ワークシート等の工夫

異年齢集団の交流

生徒が自主的に進める生徒会活動・委員会活動の推進

・仲間とつながる、地域とつながる喜びを味わう体験活動の推進

・生徒の手による行事の推進

大きな行事である体育祭・文化祭などで実行委員会をつくり、生徒の手で作り上げていく。

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

③ 組織的にさまざまな手段を講じる。

・「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒を丁寧に観察し、生徒の小さな変化を見逃さない。

・おかしいと感じた生徒がいれば、特定の教職員で問題を抑え込まず、管理職や生徒指導主事、学年団に話し、気付いたことを共有し、組織的に対応する。また、教師が積極的に働きかけ、生徒に安心感を持たせると共に問題

の有無を確かめる。場合によっては、担任以外が生徒に対応し、生徒の悩みを聞き、早期解決を図る。

- ・いじめに関する「学校生活アンケート・教育相談」を年3回、「大竹市いじめアンケート」年3回（保護者は2回）、「学校評価アンケート」年2回の中で生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

④ 当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各関係諸機関と連携する。

〈学校〉

- ・いじめを発見した時は、担任など特定の教職員で問題を抱え込まず、学校長以下全ての教員が役割分担をして組織的に解決にあたる。
- ・情報収集を速やかに的確に行い、事実確認をした上で、当該生徒の身の安全を第一とし、毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であることを日頃から指導、指摘するとともに、支えあう集団のあり方について再度確認していく。
- ・当該被害生徒については、スクールカウンセラーや養護教諭、関係機関とも連携を取りながら指導していく。

〈関係諸機関〉

- ・大竹市教育委員会、大竹市こども相談室、スクールカウンセラー、大竹市家庭児童相談室、主任児童委員等と連携しながら解決にあたる。
- ・学年はじめはもちろん、折に触れて「スクールカウンセラーの教育相談」「こども相談室」「校内相談窓口」「チャイルドライン」など相談窓口を紹介するとともに、ポスターを校内に掲示する。

⑤ 家庭との連携

- ・いつも以上に連携を密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。家庭と連携をとりながら問題を解決していく。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

・「いじめ防止委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。いじめ防止委員会は企画委員会構成員をもってあてる。この委員会は月1回の定例の情報交換を行い、校長が必要と認めた場合は適宜、委員会を開催するものとする。いじめ防止委員会は次の事項について審議する。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組み | (2) いじめの状況把握及び分析 |
| (3) 被害生徒に対する相談及び支援 | (4) 被害生徒の保護者に対する相談及び支援 |
| (5) 加害生徒に対する指導 | (6) 加害生徒の保護者に対する助言及び支援 |
| (7) 専門的な知識を有する者等との連携等 | (8) その他いじめ防止に係ること |

・「教育相談担当者会」

校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・大竹市こども相談室等で構成し、週1回主に支援の必要な生徒の情報交換や問題点及び対策を話し合う。

・「生徒指導部会」

月1回の生徒指導部会で主に問題行動を有する生徒について共通認識・今後の方針について確認する。

(2) 家庭や地域, 関係諸機関と連携した組織

いじめの問題への対応は, 学校における最重要課題の一つであり, 一人の教職員が抱え込むことなく, 学校が一丸となって対応する。緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は, その場で毅然とした適切な処置をとるとともに管理職に報告する。状況によってはいじめ防止対策委員会を開催し, 敏速な対応を行う。学校長の指示により支援体制をつくり対処する。

家庭と十分な連携をとりながら, いじめの中には, 警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

必要に応じて関係機関(大竹市教育委員会・学校評価委員会・大竹警察・玖波地区主任児童委員・大竹市子ども相談室)と連携する。

附則 この方針は, 平成26年2月1日から施行する。

平成29年4月1日から一部改正・施行する。